

公示第2号
令和3年4月1日
一部改正：公示第27号
令和5年6月14日

防衛装備庁次世代装備研究所が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁次世代装備研究所
総務課長 鍋 田 竜 光

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、別添の契約希望申請書により申し込みに必要な書類を添付して、分任支出負担行為担当官防衛装備庁次世代装備研究所総務課長あてにご提出ください。

- ア 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2又は武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が一者に限られる航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達
- イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が一者に限られるものうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの
- ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が一者に限られる防衛装備品に係る一般輸入調達
- エ 企業が試作請負業務（研究試作を除く。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が一者に限られるもの（開発に係る試作請負業務（研究試作を除く。）において、下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。）
- オ 複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。）で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの
- カ 研究開発に係る試作請負業務に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が一者に限られる場合
- キ 過去2カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できる者が一者に限られ、防衛省所有資料や一般に公開されている資料等だけでは調達できないもの

本公示の掲載番号は公示第2号（30. 2. 21）、公示第6号（令和2年4月21日）、公示第9号（令和2年7月10日）、公示第2号（令和3年4月1日）、公示第27号（令和3年10月18日）、第69号（令和5年1月12日）及び公示第73号（令和5年3月27日）の再公示である。

添付書類：対象契約一覧表
契約希望申請書

新規参入の申し込みに必要となる提出資料
(04-2、04-3)

- 1 資格審査結果通知書（写し）
- 2 技術的要件等を満たしていることを証明する資料
- 3 体制等を証明する資料
- 4 作業従事予定技術者の一覧表

新規参入の申し込みに必要となる提出資料
(30役-2～30役-3、02役-1、02役-3～02役-4、03-2、05-1)

- 1 資格審査結果通知書（写し）
- 2 技術的要件等を満たしていることを証明する資料
- 3 体制等を証明する資料
- 4 下請（予定）企業一覧表（上記2～3項を満たしていること。）

新規参入の申し込みに必要となる提出資料
(03-1、04-1)

- 1 資格審査結果通知書（写し）
- 2 本件を履行できる能力を有することを証明する資料

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先(問合せ先)
30役-2	構内監視装置不具合調査	キ	30. 2. 21	契約履行に必要となる構内監視装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準および検査要領等の企業所有資料）を利用出来ること。	
30役-3	構内監視装置の点検整備等	キ	30. 2. 21	契約履行に必要となる構内監視装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準および検査要領等の企業所有資料）を利用出来ること。	
02役-1	試験データ評価支援作業	カ	2. 4. 21	衛星搭載型2波長赤外線センサの研究試作における試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は知識等を有すること。	提出先 防衛装備庁 次世代装備研究所 総務課調達係 問合せ先 03(3411)0151 内線：5250
02役-3	衛星搭載型2波長赤外線センサの研究試作のうち衛星搭載型2波長赤外線センサシステムの維持作業	カ	2. 7. 10	衛星搭載型2波長赤外線センサの研究試作の試作契約のうち衛星搭載型2波長赤外線センサシステムに関する成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は知識等を有すること。	
02役-4	衛星搭載型2波長赤外線センサの研究試作のうち衛星搭載型2波長赤外線センサ検出器の維持作業	カ	2. 7. 10	衛星搭載型2波長赤外線センサの研究試作の試作契約のうち衛星搭載型2波長赤外線センサ検出器に関する成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は知識等を有すること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先(問合せ先)
03-2	衛星搭載型2波長赤外線センサの研究試作のうち衛星搭載型2波長赤外線センサ冷却器の維持作業	力	3.10.18	衛星搭載型2波長赤外線センサの研究試作の試作契約のうち衛星搭載型2波長赤外線センサ冷却器に関する成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は知識等を有すること。	
04-2	電気駆動型高出力レーザシステムの性能確認試験のための技術支援(1)	力	5.1.12	電気駆動型高出力レーザシステムの研究試作における試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は知識等を有すること。	提出先 防衛装備庁 次世代装備研究所 総務課調達係
04-3	遠距離目標類識別評価装置の性能確認試験のための技術支援	力	5.3.27	遠距離目標類識別評価装置の研究試作における試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は知識等を有すること。	問合せ先 03(3411)0151 内線：5250
05-1	電子戦評価技術の研究試作のデータ収集役務	力	5.6.14	電子戦評価技術の研究試作契約での成果を継承し、研究試作品であるレーダ評価部及び通信電子戦評価部に関する専門的知識を有すること。	

契約希望申請書

年　月　日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁次世代装備研究所
総務課長　鍋田竜光殿

住 所
会社名
代表者名
担当者
連絡先

当社は、常続的公示第〇〇号(〇〇.〇〇.〇〇)に掲載の、

掲載番号：

該当する契約：

について、別添のとおり関係資料を添付しますので、契約相手方に指名されることを希望します。

- 添付書類：
- 1 資格審査結果通知書(写し)
 - 2 技術的要件等を満たしていることを証明する資料
 - 3 体制等を証明する資料
 - 4 下請(予定)企業一覧表(上記2～3項を満たしていること。)